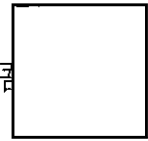


保安規程変更届出書

本原原発第27号  
令和2年10月6日

原子力規制委員会 殿  
経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地  
中部電力株式会社  
代表取締役社長 林 欣吾  
社長執行役員



次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年10月1日

以上

## 変 更 内 容

- (1) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、社内文書の用語変更に伴う反映のため、関連する記載を別添1「保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対照表」の改正後欄のとおり変更する。
- (2) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、会社組織変更（令和2年10月1日）に伴い、関連する記載を別添1「保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対照表」の改正後欄のとおり変更する。
- (3) 記載の適正化を行う。

保安規程 [電氣事業用電氣工作物 (原子力発電工作物)] 新旧対照表



中部電力株式会社 保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">規程 2009年1月1日制定</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red;">2020年3月18日改正（第26次改正）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物のうち原子力発電工作物（以下当社の原子力発電工作物を「電気工作物」という。）の工事、維持および運用の保安（以下「保安」という。）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第 2 条 この規程は、電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>② 電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p>（保安規程の変更）</p> <p>第 3 条 この規程は、電気工作物の保安確保に適切かつ効果的に機能するよう、定期的に確認を行うとともに、次の各号のいずれかに該当した場合は、必要に応じ変更する。</p> <p>1 法令が改正されたとき</p> <p>2 別表第1に記載する組織図に変更があったとき</p> <p>3 その他、記載内容を変更する必要が生じたとき</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>（保安組織）</p> <p>第 4 条 電気工作物の保安に関する組織および業務分掌は、別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">規程 2009年1月1日制定</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red;">2020年9月23日改正（第27次改正）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物のうち原子力発電工作物（以下当社の原子力発電工作物を「電気工作物」という。）の工事、維持および運用の保安（以下「保安」という。）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第 2 条 この規程は、電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>② 電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p>（保安規程の変更）</p> <p>第 3 条 この規程は、電気工作物の保安確保に適切かつ効果的に機能するよう、定期的に確認を行うとともに、次の各号のいずれかに該当した場合は、必要に応じ変更する。</p> <p>1 法令が改正されたとき</p> <p>2 別表第1に記載する組織図に変更があったとき</p> <p>3 その他、記載内容を変更する必要が生じたとき</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>（保安組織）</p> <p>第 4 条 電気工作物の保安に関する組織および業務分掌は、別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p>本文 p.1</p> <p>・改正日の変更</p>

中部電力株式会社 保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合等は、原子炉施設保安規定第1編第106条の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査および補修等を行う。</p> <p>② 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連絡部分は分離させる。</p> <p>③ 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p>第7章 発電用の事業用電気工作物の工事、維持または運用に関する保安 (保安活動の実施と改善)</p> <p>第22条 発電用の事業用電気工作物の工事、維持または運用に関し、公衆の安全を確保し、電気工作物の保安確保に万全を期するため、第4条に示す組織の下、目標を明確にし保安活動を推進する。</p> <p>② 保安活動にあたっては、関係箇所と十分な連絡協調を図り適切な保安のための計画を策定し、策定した計画に基づき保安活動を実施する。</p> <p>③ 保安活動が保安のための計画に基づき実施されているか、管理職による評価および経営考査室による監査などにより評価を行う。</p> <p>④ 前項の評価の結果、計画に従って適切に実施されていないと判断された場合、および社内外から得られた保安に関する知見で反映する必要がある場合について、手順に基づき必要に応じた改善<sup>①</sup> 是正措置<sup>②</sup>および予防措置<sup>③</sup>を行う。また、計画に従って適切に実施されていないと評価された場合には、必要に応じて情報公開を行う。</p> <p>(保安に必要な文書)</p> <p>第23条 保安のために必要な文書（別表第2に示す文書および、これに基づき定める文書）を定め、これらの文書の作成、変更、承認および保存の手順を定めて適切に文書管理を行う。</p> <p>② これらの文書を常に適切な状態に維持するため、第22条第3項の評価の結果を踏まえ、必要に応じて手順に基づき文書の改善を行う。</p> <p style="text-align: center;">-7-</p>	<p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合等は、原子炉施設保安規定第1編第106条の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査および補修等を行う。</p> <p>② 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連絡部分は分離させる。</p> <p>③ 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p>第7章 発電用の事業用電気工作物の工事、維持または運用に関する保安 (保安活動の実施と改善)</p> <p>第22条 発電用の事業用電気工作物の工事、維持または運用に関し、公衆の安全を確保し、電気工作物の保安確保に万全を期するため、第4条に示す組織の下、目標を明確にし保安活動を推進する。</p> <p>② 保安活動にあたっては、関係箇所と十分な連絡協調を図り適切な保安のための計画を策定し、策定した計画に基づき保安活動を実施する。</p> <p>③ 保安活動が保安のための計画に基づき実施されているか、管理職による評価および経営考査室による監査などにより評価を行う。</p> <p>④ 前項の評価の結果、計画に従って適切に実施されていないと判断された場合、および社内外から得られた保安に関する知見で反映する必要がある場合について、手順に基づき必要に応じた改善<sup>①</sup> 是正処置<sup>②</sup>および未然防止処置<sup>③</sup>を行う。また、計画に従って適切に実施されていないと評価された場合には、必要に応じて情報公開を行う。</p> <p>(保安に必要な文書)</p> <p>第23条 保安のために必要な文書（別表第2に示す文書および、これに基づき定める文書）を定め、これらの文書の作成、変更、承認および保存の手順を定めて適切に文書管理を行う。</p> <p>② これらの文書を常に適切な状態に維持するため、第22条第3項の評価の結果を踏まえ、必要に応じて手順に基づき文書の改善を行う。</p> <p style="text-align: center;">-7-</p>	<p>本文 p.7</p> <p>①記載の適正化</p> <p>②社内文書の用語変更に伴う反映 (「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」の制定に伴う原子炉施設保安規定及び社内文書での用語変更の反映)</p>









## 添付資料

添付資料 1 : 変更理由

## 変更理由

- (1) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、社内文書の用語変更に伴う反映のため、関連する記載を見直したことによる。
- (2) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、会社組織変更（令和2年10月1日）に伴い、関連する記載を見直したことによる。
- (3) 記載の適正化